

令和4年
第1回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和4年1月28日(金) 午後2時～

2. 場 所 南九州市頰娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会長	1番	松村 孝徳			
会長職務代理	2番	永山 明美			
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番 松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番 松藺 勝郎
	9番	梶山 俊孝	10番	東垂水 勝秀	11番 今市 範男
	12番	本木下 裕一	13番	宮原 俊郎	14番 月野 貴大
	15番	池田 慎	16番	下之門 信洋	17番 東垂水美智子
	18番	雪丸 泰親			

4. 欠席委員(1人) 19番 大隣 初美

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第1号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第3号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第9 議案第5号 非農地証明願いについて
- 日程第10 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
農政係長 赤崎 美行
農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。大隣委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 4 年第 1 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 85 頁を御覧いただきたいと思えます。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、2 番 永山 委員、5 番 松永 委員を指名し、会議書記に赤崎農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日1月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは説明いたします。5～14頁でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が69件ございました。
貸人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、指宿市の〇〇〇〇さん 外です。
貸人主導によるもの19件、借人主導によるもの50件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが6件となっております。地目の内訳は、田58筆 45,917㎡、畑42筆 63,818㎡の合計100筆 109,735㎡で、顛娃地域14件、知覧地域39件、川辺地域16件です。
なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は16頁からになります。今回は、新規認定1件、再認定8件、内容変更1件であります。

一覧表は 17 頁、新規認定個別表は、18 頁になります。

まず、整理番号 1、鹿児島市の 有限会社〇〇〇〇です。現在、〇〇〇〇の経営を行っていますが、今後は、〇〇〇まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。

また、再認定 8 件の個別表は、資料の 19 頁からとなりますので、お目通しをお願いいたします。また 17 頁の最後の内容変更 1 件については有限会社〇〇〇〇で代表者変更となっております。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第 5 議案第 1 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。雪丸委員お願いします。

雪丸委員 報告いたします。22 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 23～27 頁になります。

申請人は、鹿児島市の 株式会社〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外 12 筆、畑 26,848 m²で、〇〇〇自治会北東側に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置き、〇〇〇〇を営む法人であり、申請地及び隣接する山林 8 筆に、連結子会社である株式会社〇〇〇〇が管理運営する、〇〇〇 8 棟、管理棟 1 棟及び調整池を建設しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は山林に、東側は山林、畑に、南側は市道に、西側は農道、山林に接しています。

40 cm 程度の盛土、切土を行うが、法面保護をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は調整池を介して既設水路へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

なお、近隣住民への周知につきましては、関係自治会へ説明がなされ、懸

念するような意見はなかったとのことでした。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番の用途区分変更につきましては、申請目的が、養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから、妥当な変更であると判断されます。代替地を検討しましたが、合意に至らなかったとのことでした。

なお、畜産環境保全対策として、〇〇〇〇での外部との遮断及び床面給温設備により、騒音、ハエ等の発生及び臭いを抑え、〇〇〇は出荷後、全量を搬出のうえ燃焼してバイオマス発電に利用し、排水は分離槽により浮遊物、沈殿物を除去後に既設排水路に放流するとのことでした。

また、近隣住民への周知につきましては、12月に〇〇〇自治会において、地元説明会を開催し、畜産公害防止について万全を期し、苦情等があった場合は、速やかに対応し改善措置を講ずることを条件とする同意書が提出されています。〇〇〇自治会につきましても、1月に自治会役員への説明がなされております。

なお、後日、5条転用許可申請がなされる見込みです。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたし

ます。

議 長 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。29～30 分の3条所有権移転14件でございます。
譲渡人は、兵庫県神戸市の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。
地目の内訳は、田4筆 2,665 m²、畑17筆 20,743 m²の合計21筆 23,408 m²で、理由につきましては、規模拡大10件、受贈2件、相手方の要望2件です。
10a 当たりの取引価格につきましては、田が526千円から617千円、畑が198千円から1,000千円です。
ただいまの1,000千円の案件は審議番号3番の畑1筆826 m²で826千円の取引価格でございます。
地域別では、颯娃地域4件、知覧地域3件、川辺地域7件です。
なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました31～38 分の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第2号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条許可申請に対する許可についてを

議題といたしますが、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。宮原委員をお願いします。

宮原委員

報告いたします。40 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 41～43 ㊦になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、福岡市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番，畑 2,701 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、譲渡人から申請地の贈与を打診されたが、周囲を山林に囲まれており、農地として耕作に適さない土地であることから、申請地を譲り受けて、杉を 530 本 植林しようとするものです。

申請地の北側は市道に、東側，南側，西側は山林に接しています。

土砂流出，雨水排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に，六反田委員をお願いします。

六反田委員

報告いたします。審議番号 2 番です。関連資料は 44～46 ㊦になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，田 250 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する会社員であり，借家が手狭であることから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側，南側，西側は雑種地に，東側は市道に接しています。

土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして，審議番号 3 番です。関連資料は 47～49 ㊦になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，田 319 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地近隣で〇〇〇を営んでおり，既存の資材置場が手狭であることから，申請地を譲り受けて，資材置場を整備し，経営する〇〇〇〇に貸し付けようとするものです。

申請地の北側，南側，西側は水路，里道に，東側は県道に接しています。

土砂流出，雨水排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。
一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに
周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れの有無につきましては，申請
内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。
審議番号1番，3番の農地区分に応じた許可基準につきましては，他のい
ずれの要件にも該当せず，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象とな
っていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地の
『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つから
なかったとのことです。
審議番号2番につきましては，住宅地等が連担している区域に近接し，農
地の規模が概ね10ha未満の区域内にある農地であることから，第2種農地
の『市街地近接農地』に区分されます。代替地を検討しましたが合意に至ら
なかったとのことです。
以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議
をお願いします。
質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第3号 農地法第5条申請に対する許可については，申請どおり許可するこ
とに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第3号に係る案件については，申請どおり許可することに決定されま
した。

議 長 次に，日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用

集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。52 ㊦を御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外6件です。

田3筆 2,147 m²、畑6筆 11,520 m²の合計 9筆 13,667 m²で、理由につきましては、規模拡大3件、受贈3件、農地売買等事業による地域振興公社からの買入1件です。

10a 当たりの取引価格につきましては、田が317千円、畑が599千円から721千円です。

地域別では、颯娃地域3件、知覧地域2件、川辺地域2件です。

続きまして、54～66 ㊦の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、兵庫県西宮市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外74件です。

設定面積は、田39筆 34,592 m²、畑100筆 133,293 m²の合計 139筆 167,885 m²で、颯娃地域17件、知覧地域33件、川辺地域25件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が9件、設定面積は、田8筆 7,753 m²、畑3筆 5,412 m²の合計11筆 13,165 m²で、颯娃地域1件、知覧地域1件、川辺地域7件となっております。

続きまして、68～77 ㊦の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外63件です。

設定面積は、田57筆 37,733 m²、畑50筆 49,052 m²の合計 107筆 86,785 m²で、颯娃地域3件、知覧地域38件、川辺地域23件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が19件、設定面積は、田6筆 6,794 m²、畑39筆 36,654 m²の合計 45筆 43,448 m²で、全て川辺地域となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、使用貸借利用権設定のうち、〇〇委員が 45～48 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

梶山委員 75 ページから 76 ページにかけまして、利用権設定をする者と受ける者が同じになっていますが、農地中間管理事業とありますが何かあるのでしょうか。

農地係長 農地中間管理事業の案件なんですけど、御自分の土地を公社通して、また借りるという制度がありまして、その案件でございます。

梶山委員 何かメリットがあるのでしょうか。

森山主任主査 自分の全ての農地を、一旦機構に貸し出しそれをまた借りる。貸し出した際にすべての農地を貸し出しますと、50 万程度のお金がもらえるというのがあって、その関係だと思います。

事務局長 おそらく地域集積の地域にでるお金の関係だと思います。
昔は協力金が出ていたんですが見直しがされていて、以前は地域で取り組むのに「A to A」であれば、自分の土地を出して自分が借りるのを集積にできた面積に計算ができるので、その地域で何ヘクタール、何割という割合で金額が変わってくる、その関連じゃないかと思われませんが確認はしていません。

議長 個人に前協力金が出していたが、国の考えが変わってその流れかと思わますが、分かり次第説明をさせます。

他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る 案件のうち、所有権移転と賃貸借利用権設定の全案件、使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(1人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員の入室を許可いたします。

(1人 入室)

議長 〇〇委員に報告いたします。議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第5号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。79ページの審議番号1番です。関連資料は80～83ページになります。

申請人は、北九州市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑 345 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人の母が昭和 47 年に北九州市に転居する際に，杉と桧を植林したもので，その後，手入れをすることなく管理が行き届かないまま，桧，雑木が生い茂り，山林の状態です。

周囲を山林に囲まれており，農地への復元は著しく困難であり，今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては，83 分の市の非農地に係る取扱基準第 5 条第 2 号イ) の規定に基づきまして，山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を勘案した上で，申請地は，農地への復元は著しく困難であるとともに，周囲に耕作している農地はなく，周囲の状況からみて，今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問，御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 5 号 非農地証明願いについては，申請理由からしてやむを得ないものとして，申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって，議案第 5 号については，申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に，日程第 10 その他でございますが，委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議長 只今の件について、御質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和4年第1回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 2番 _____

会議録署名委員 5番 _____